

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように改正する。

2026年（令和8年）3月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2026年（令和8年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、教育委員会に配置する会計年度任用職員の職の名称及び勤務時間の割振り等の変更に伴う規定の整理を図るため、所要の改正を必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「職種が一般事務員である者」 を 「職種が事務員 I である者」 に、同表中

「

職種が事務補助員である者	1週間について28時間45分で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後3時15分まで (2) 午前9時から午後3時45分まで (3) 午前9時30分から午後4時15分まで (4) 午前10時から午後4時45分まで (5) 午前10時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ。	一般職員に同じ。
--------------	--	----------	----------

を

」

「

職種が事務員Ⅱである者	4週間について124時間又は1週間について28時間45分で勤務するものとする。1勤務は次の(1)又は(2)に掲げる勤務時間の区分に応じ当該(1)又は(2)に定めるものとする。 (1) 4週間について124時間の場合 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 1週間について28時間45分の場合 次のいずれかのとし、所属長がその割振りを定める。 ア 午前8時30分から午後3時15分まで イ 午前9時から午後3時45分まで ウ 午前9時30分から午後4時15分まで エ 午前10時から午後4時45分まで オ 午前10時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ。	1勤務が(1)の場合日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日 1勤務が(2)の場合一般職員に同じ。
-------------	---	----------	---

に、

同表中 「職種が教育教員である者」 を 「職種が教育支援員である者」 に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成21年教委訓令甲第1号)新旧対照表

改正後 (案)				現行			
別表第4 (第2条関係)				別表第4 (第2条関係)			
対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が <u>事務員Ⅰ</u> である者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が <u>一般事務員</u> である者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が <u>事務員Ⅱ</u> である者	<u>4週間について124時間又は1週間について28時間45分で勤務するものとする。1勤務は次の(1)又は(2)に掲げる勤務時間の区分に応じ当該(1)又は(2)に定めるものとする。</u>	一般職員に同じ。	<u>1 勤務が(1)の場合</u> <u>日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日</u> <u>1 勤務が</u>	職種が <u>事務補助員</u> である者	1週間について28時間45分で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後3時15分まで	一般職員に同じ。	一般職員に同じ。

	<p><u>(1) 4週間について</u>  <u>124時間の場合</u>  <u>午前8時30分から</u>  <u>午後5時15分まで</u></p> <p><u>(2) 1週間について</u>  <u>28時間45分の場合</u>  <u>次のいずれかのと</u>  <u>し、所属長がその</u>  <u>割振りを定める。</u></p> <p><u>ア 午前8時30分</u>  <u>から午後3時15分</u>  <u>まで</u></p> <p><u>イ 午前9時から午</u>  <u>後3時45分まで</u></p> <p><u>ウ 午前9時30分</u>  <u>から午後4時15分</u>  <u>まで</u></p> <p><u>エ 午前10時から午</u>  <u>後4時45分まで</u></p> <p><u>オ 午前10時30分</u>  <u>から午後5時15分</u></p>		<p><u>(2) の 場 合</u>  <u>一般職員に</u>  <u>同じ。</u></p>		<p>(2) 午前9時から午 後3時45分まで</p> <p>(3) 午前9時30分 から午後4時15分 まで</p> <p>(4) 午前10時から 午後4時45分まで</p> <p>(5) 午前10時30分 から午後5時15分 まで</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--

		で		
(略)				
職 種 が 教 育 支 援 員 で あ る 者	教育指導課 に所属する もので学校 教育相談セ ンターに勤 務するもの	4週間について124時 間で勤務するものと する。1勤務は次の いずれかとし、所属 長がその割振りを定 める。  (1) 午前8時30分か ら午後5時15分ま で  (2) 午後8時30分か ら午後5時まで	1勤務が(1) の場合 60 分とし、そ の時限は、 所属長が定 める。  1勤務が(2) の場合 45 分とし、そ の時限は、 所属長が定 める。	日曜日、土 曜日及び条 例第3条の 規定により 任命権者が 定める日
	教育指導課 に所属する もので教育 文化センタ ーに勤務す	4週間について124時 間で勤務するものと する。1勤務は午前8 時30分から午後5時 15分までとする。	一般職員に 同じ。	日曜日、土 曜日及び条 例第3条の 規定により 任命権者が

(略)				
職 種 が 教 育 教 員 で あ る 者	教育指導課 に所属する もので学校 教育相談セ ンターに勤 務するもの	4週間について124時 間で勤務するものと する。1勤務は次の いずれかとし、所属 長がその割振りを定 める。  (1) 午前8時30分か ら午後5時15分ま で  (2) 午後8時30分か ら午後5時まで	1勤務が(1) の場合 60 分とし、そ の時限は、 所属長が定 める。  1勤務が(2) の場合 45 分とし、そ の時限は、 所属長が定 める。	日曜日、土 曜日及び条 例第3条の 規定により 任命権者が 定める日
	教育指導課 に所属する もので教育 文化センタ ーに勤務す	4週間について124時 間で勤務するものと する。1勤務は午前8 時30分から午後5時 15分までとする。	一般職員に 同じ。	日曜日、土 曜日及び条 例第3条の 規定により 任命権者が

	るもの		定める日
(略)			

	るもの		定める日
(略)			